

【重要】キルギスでの無査証(ビザなし)滞在可能日数の変更について

昨年末、キルギス共和国憲法第121条

《特定国の国民に対する60日までの無査証(ビザなし)滞在制度の導入について》が廃止され、

同制度にかかる新たな法律が2026年1月1日より施行されました。

これに伴いまして、日本人の同制度を利用した当地滞在可能日数が、以下のとおり変更となりました。

変更前(旧)：120日間の期間で合計60日(廃止)



変更後(新)： 60日間の期間で合計30日

旧法

120日間

新法

60日間



《ビザの取得について》

当地での無査証(ビザなし)滞在可能日数の30日を超えて当地に滞在を希望される場合については、キルギス外務省領事部の電子ビザ申請専用サイト(下記URL)にて、ご自身の滞在目的に応じたビザの申請をしていただく必要があります。

<https://evisa.e-gov.kg/>

